

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 中 田 靖 人

副 委 員 長 奈 良 岡 隆

1 開催日 平成28年9月12日（月曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第144号 青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	中田靖人	委員	村川みどり
副委員長	奈良岡隆	委員	渡部伸広
委員	橋本尚美	委員	大矢保
委員	奈良祥孝		

○欠席委員

委員 花田明仁

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	相馬政美	都市整備部参事	長井道隆
都市整備部長	金子牧子	水道部参事	伊藤三千雄
都市整備部理事	八戸認	都市政策課長	佐々木浩文
水道部長	相馬政人	水道部総務課長	一戸隆雄
水道部理事	澁谷修	交通部管理課長	今国弘
交通部長	堀内隆博	公園河川課長	高村功輝
都市整備部次長	赤坂寛	関係課長等	
都市整備部参事	岡山幸司		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 横内智徳 議事調査課主査 山内克昌

○中田靖人委員長 それでは、ただいまから都市建設常任委員会を開会いたします。

本日は、大矢委員、それから花田委員が所要のため欠席となっております。

それでは、今期定例会において本委員会に……。

〔奈良祥孝委員「委員長、その前に1件」と呼ぶ〕

○中田靖人委員長 はい、奈良委員。

○奈良祥孝委員 開会時間なんですけど、理事者の方々も午前中待っていたので、開会が午後になるのであれば、午後になる旨を早目に言わないと失礼に当たるとお思いますので、今後こういうことのないようにお願いします。特に、案件が少ないから、何分かで終わると誰でもみんな思っているから、そのようにしていただければいいんじゃないかとお思います。

○中田靖人委員長 はい、わかりました。大変失礼いたしました。以後、気をつけたいとお思います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

議案第144号「青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 議案第144号「青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

初めに、改正理由であります。国の屋外広告物条例ガイドライン案におきましては、「屋外広告業の登録制度については、都道府県、指定都市及び中核市の屋外広告業者の手続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化のための措置を講ずることが望ましい」とされておりますこと、また、都道府県へ登録した内容につきまして指定都市及び中核市への届け出により、当該団体の屋外広告業登録者とみなす、いわゆる特例届出制度の中核市における最近の動向につきましては、全国の中核市47市中、特例届出制度を導入しておりますのが31市の6割以上となっており、これは、青森市が中核市となり、屋外広告業の登録制度を導入いたしました平成18年度における3割程度でありましたものが、現在におきまして、大幅に増加している状況にありますため、本市におきましても特例届出制度の導入につきまして検討を進めてきたところであります。

こうした中、県内では、八戸市が中核市へ移行する平成29年1月1日に合わせまして特例届出制度を導入する予定となっており、県内で同じ中核市の取り扱いが異なることで、屋外広告業者の混乱を避ける面からも、本市においても特例届出制度を導入し、県内統一的な取り扱いとするため、所要の改

正をするものであります。

改正内容につきましては、現在、青森県内全域で屋外広告業を営む場合、青森県、青森市のそれぞれに登録手続を行わなければならないことになっておりますが、今後、青森県内全域で屋外広告業を営む場合、青森県への登録により、青森市へは届け出のみで対応できるよう特例届出制度の条項を追加するものであります。

施行期日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日を予定しております。

続きまして、資料 2 ページの新旧対照表をごらんください。

左側が改正後、右側が改正前となっております、下線部分が改正する条項となっております。

まず、第 39 条の 2 をごらんください。

青森県知事の登録を受けた者に関する特例を定めるため、県知事登録業者についての本市での取り扱いや届け出等に関する事項につきまして、第 1 項から第 9 項までの条項を追加しております。

また、それ以外の条項には、特例届出制度による屋外広告業者と屋外広告業登録者とを同等に扱うため、処分内容に関連する条項を改めることとし、第 39 条では登録の取り消し等に関する規定、第 40 条では屋外広告業者監督処分簿の備えつけ等に関する規定、第 45 条及び第 50 条では罰則に関する規定をそれぞれ改正するものであります。

以上、議案第 144 号につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中田靖人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 144 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)